



全社協・地域福祉部 News File No.54

令和2年12月21日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- 「ふれあいはーと訪問事業」を始めました！
(宮城県・色麻町社会福祉協議会)

全社協からのお知らせ

- 全社協・地域福祉推進委員会「第4回常任委員会」(令和2年12月18日)
- 全社協「令和2年度 障害者虐待防止リーダー職員研修会」(締切：令和3年1月15日)

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その3）」
(令和2年12月14日)

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定について」(令和2年12月17日)
及び厚生労働省「第197回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和2年12月18日)
- 厚生労働省「第13回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」(令和2年12月17日)
- 厚生労働省「第2回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」(令和2年12月10日)
- 厚生労働省「第1回社会福祉法人会計基準等検討会」(令和2年12月8日)
- 法務省「後見登記等に関する政令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント」(締切：令和3年1月18日)

情報提供・ご案内

- セルフ協「#SELP チャレンジムービー」
- ソ教連「社会福祉推進事業「コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修」(略称：こふく研)」(締切：令和3年1月25日)
- 中央共同募金会「赤い羽根福祉基金 2021年度助成公募」(締切：令和3年1月18日)

＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

《配信元》

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL : 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さんへ

新型コロナウイルス禍や朝次ぐ災害のなか、とくに軽症コロナウイルスの感染予防対策とともに、日々、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さんに心からお感謝を込めて
応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会員 / 内閣府特命担当大臣 /
厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会員

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web 2020
Home Care & Rehabilitation Equipment

K-ねっと
「K-ねっと」は、地域福祉部による「地域福祉を活性化する取り組み」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、隨時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

「ふれあいはーと訪問事業」を始めました！

(宮城県・色麻町社会福祉協議会)

色麻町社会福祉協議会では、令和2年11月より「ふれあいはーと訪問事業」を始めました。この事業は、70歳以上の一人暮らしの方、夫婦二人暮らしの方のお宅を、15名のふれあいはーと訪問協力員が訪問し、様子伺いをするという活動です。新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛が迫られる中、社会参加の機会が減り、気落ちされている方々を少しでもお支えできればと思い実施しました。

訪問の際は、様子伺いの他、マスクやウェットティッシュなどのコロナ対策グッズもお渡しします。令和3年1月には、色麻町内にある加美農業高等学校の生徒さんが「1人暮らしのおじいさん・おばあさんを応援！」をテーマに考案したレシピをもとに、地元の飲食店が作ったお弁当を配ります。協力員さんの中には、町のボランティア活動に参加するのが初めての方もいますので、地区の区長さんや民生委員さんたちが協力して活動を盛り上げています。

行政区長・民生委員・高等学校・社協と、みんなで協力して、地域のつながりを切らないう活動しています。そして、ここから新しいつながりも生まれようとしています。



未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

全社協からのお知らせ

全社協・地域福祉推進委員会「第4回常任委員会」(令和2年12月18日)

令和2年12月18日、全社協・地域福祉推進委員会「第4回常任委員会」(WEB会議)が開催され、①コロナ禍における社協事業の課題と各社協における令和3年度の事業計画の重点事項、②令和3年度地域福祉推進委員会事業計画の重点事項について検討が行われました。

コロナ禍における社協事業の課題と各社協における令和3年度の事業計画の重点事項について、各委員より報告を行い、意見交換を行いました。

また、地域福祉推進委員会の令和3年度の事業計画の重点事業を検討するにあたって、今年の業務進捗状況(次頁参照)を踏まえ、コロナの状況を踏まえた事業の進め方について検討を行い、以下のとおり対応方針を整理しました。

地域福祉推進委員会 令和3年度事業の対応方針

- ① 令和3年度も当面は、会議の開催方法はWEB会議を基本とし、常任委員会、総会等は、「WEB会議+対面併用」形式とする。
※ コロナの状況を踏まえ、旅費はコロナ前の予算の1/2を計上する。
- ② セミナー・研修会は、コロナ対応と受講者の利便性等を踏まえ、オンデマンド動画配信、WEB会議を活用する。
※ セミナー・研修会の参加費は、事業ごとの収支を考慮に入れつつ、コロナ前の予算の1/2を計上する。
- ③ 対面による情報提供ができない分、ホームページやメールニュース、『NewsFile』等のほか、オンライン意見交換会(WEB会議)の活用により、情報発信や情報共有を強化する。

その上で、令和3年度の事業計画の策定に向けた重点項目について検討を行い、重点項目を以下の6項目に整理しました。

地域福祉推進委員会 令和3年度事業の重点項目

- コロナ禍における地域福祉活動・ボランティアの推進
- 緊急小口資金等の特例貸付対象者等の生活困窮者等への支援の強化
- 市区町村社協の経営基盤とガバナンスの強化(市区町村社協経営指針(第2次改定)及び市区町村社協発展・強化計画(仮称)の策定の手引きの普及等)
- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進基盤の強化(重層的支援体制整備事業への対応等)
- 地域における総合的な権利擁護支援体制の構築
- 災害時福祉支援活動の基盤強化

地域福祉推進委員会では、今回の検討内容等を踏まえ、今後、常任委員会で令和3年度の事業計画について検討を行っていくこととしています。

次回、第5回常任委員会は令和3年3月3日に開催される予定です。



地域福祉推進委員会 令和2年度事業の進捗状況

| 令和2年度の当面の事業の進め方 (令和2年5月15日/第1回正副委員長会議) | 進捗状況と主な成果物 (12月16日時点) |
|--|---|
| ① 当面、集合研修は開催せずに、講義内容等を動画で撮影し、WEB上で配信する。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅰ（動画配信） ● 地域福祉コーディネーターリーダー研修会（WEB会議+対面併用） ● 都道府県・指定都市社協ウェビナー（動画配信+WEB会議） ● 生活支援コーディネーター研究協議会（動画配信+WEB会議） ● 社協活動全国会議（動画配信+WEB会議） ● 都道府県・指定都市社協地域福祉担当オンライン意見交換（WEB会議） ● 都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業・成年後見制度担当オンライン意見交換会（WEB会議） |
| ② 集合研修や会議等でこれまでの情報提供ができない分、ホームページ（「情報ネットワーク」、「社協の杜」）のリニューアル、「ノーマ社協情報報」の紙面の見直し、制度動向等を伝えるメールニュース（「News file」）等を活用し、情報提供の拡充を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ「未来の豊かな“つながり”的なための全国アクション」の開設 ● 「ノーマ社協情報」の紙面の見直し ● ホームページ（「情報ネットワーク」、「社協の杜」）のリニューアルに向けた検討を開始 ● 『News file』（制度動向等）の週1回配信（28回配信）。 |
| ③ 対面で会議が開催できない分、WEB会議を効率的・効果的に活用して「企画小委員会」「介護サービス経営研究会幹事会」を開催し、これまで以上に精力的に検討を行い、制度動向等へ対応していく。当座の課題として、「企画小委員会」において、緊急事態宣言解除後の地域福祉活動等の再開に向け、「新型コロナウイルス下における社協活動の展開」について集中的に検討を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 正副委員長会議（WEB会議5回）（例年1回） ● 常任委員会（文書審議2回、WEB会議1回） ● 委員総会（文書審議1回） ● 企画小委員会（WEB会議6回）※10回開催予定（例年3回） ● 介護サービス経営研究会（WEB会議4回）※6回開催予定（例年3回） |
| ④ ③の精力的な検討のもと、より多くの成果物を作成し、情報提供を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「日常生活自立支援事業推進マニュアル〔改訂版〕」（11月30日） ● 「市区町村社協経営指針（第2次改定）」（7月31日） ● 「全国経営協との共同宣言」（7月31日） ● 「日常生活自立支援事業不正防止のポイント」（6月30日） ● 「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」（7月22日） ● 「新型コロナウイルス感染拡大下における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」（6月1日） ● 新型コロナウイルスの状況下における衛生に配慮した災害ボランティアセンター運営上の留意点【第1版】」（7月17日）等 |

全社協「令和2年度 障害者虐待防止リーダー職員研修会」(締切:令和3年1月15日)

障害者虐待に関する市区町村等への相談・通報件数、虐待判断件数が増加傾向にあるなか、障害者福祉施設等における取り組みの強化を図るため、本年10月に「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き」が改訂され、障害を理由とする差別の禁止ならびに一人ひとりの人権の尊重を目指した社会づくりが推進されています。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大による影響下にあっても、各障害者福祉施設では、虐待防止に留意しながら利用者の権利を尊重した支援を継続しています。

全社協では、障害者支援施設・事業所、厚生関係施設等における虐待防止・権利擁護の理念徹底と具体的な取り組みを推進するために、その要となるリーダー職員に向けて、日常業務のなかで虐待を生まない支援・体制のあり方等について学ぶことを目的に、本研修会を開催（録画配信）します。

令和2年度 障害者虐待防止リーダー職員研修会

【企画・運営】障害者虐待防止リーダー職員研修会運営委員会（全国社会就労支援センター協議会、全国身体障害者施設協議会、全国社会福祉法人経営者協議会、全国厚生事業団体連絡協議会、全国身体障害者福祉施設協議会、日本知的障害者福祉協会）

【期　　日】プログラム①② 令和3年2月8日～2月19日

　　　　　　プログラム③ 令和3年3月3日～3月12日

【定　　員】200施設・事業所 ※定員となり次第、締め切り

【参加対象】障害者支援施設・事業所、厚生関係施設等における、虐待防止のためのリーダーとなる職員およびそれに準ずる者

【参　　加】1施設・事業所あたり1万円

【申込締切】令和3年1月15日

【プログラム】

<プログラム①>

① 行政説明「新しい障害者虐待防止の手引きが求めるもの」

〔講師〕

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部地域生活支援推進室 虐待防止専門官 片桐 公彦 氏

② 基調説明「障害者福祉施設等における虐待防止（現場の視点から）」

〔講師〕

太白ありのまま舎 施設長 白江 浩 氏（全国身体障害者施設協議会 副会長）

<プログラム②>

③ 実践報告「コロナ禍における権利擁護・虐待防止に向けた取組み」

〔発表〕

事前課題提出者（15分×5施設）

④ 振り返り

〔コメント〕

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部地域生活支援推進室 虐待防止専門官 片桐 公彦 氏

太白ありのまま舎 施設長 白江 浩 氏（全国身体障害者施設協議会 副会長）

障害者虐待防止リーダー職員研修会運営委員

〔コーディネーター〕

障害者虐待防止リーダー職員研修会運営委員

<プログラム③>

⑤ 質問への回答

〔コーディネーター〕

障害者虐待防止リーダー職員研修会運営委員

【問合せ先】全国社会福祉協議会高年・障害福祉部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL: 03-3581-6502 FAX: 03-3581-2428 E-mail: z-shogai@shakyo.or.jp

全社協 令和2年度障害者虐待防止リーダー職員研修会申込 Web サイト

<https://www.mwt-mice.com/events/gb20210208/login>

厚生労働省 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（施設・事業所従事者向けマニュアル）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その3）」 (令和2年12月14日)

令和2年12月14日、厚生労働省は、「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その3）」を発出しました。

これまで介護職員向けの感染対策に関する研修動画を公開していましたが、今回、管理者・感染対策教育担当者の動画がすべて公開されました。

介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修

【目的】

介護保険サービスに従事する職員が標準感染予防策と感染発生時の備えを理解し実施できる。

【対象】

介護職員等及び感染管理を教育する立場にある管理者や感染管理対策委員会等（以下、管理者・感染対策教育担当者）の者

【プログラム構成】

「訪問介護職員のためのそ�だったのか！感染対策」等、サービス類型別に実際のケアの場面での対策について動画によりお示しした内容も含まれており、感染症の基礎から感染発生時の対応まで幅広く学ぶことができる内容

① 職員向け

- 介護サービス提供の場で行う感染対策【11月9日公開】
- 標準予防策と感染経路別予防策【11月9日公開】
- 感染拡大防止のための職員の健康管理【11月9日公開】
- 生活の場における高齢者の健康管理【12月2日公開】
- 介護サービスを提供する際の衛生管理【12月2日公開】
- 手洗い、個人防護具の適切な使用【12月2日公開】
- 感染予防策を踏まえた介護・看護ケア（平常時・感染症流行時）【12月2日公開】
- 感染症発生時の対応（濃厚接触者・陽性者発生時を含む）【12月2日公開】
- 家族等への支援【12月2日公開】
- 感染症による死亡への備え【12月2日公開】

[URL] <https://training.kaigo-kansentaisaku.net/>

② 管理者・感染対策教育担当者向け

上記①に加えて、以下のプログラム

- 生活を支えるための感染対策【12月14日公開】
- 感染対策マニュアルの見直しによる感染管理体制の改善【12月14日公開】
- 感染予防に取り組む職員のメンタルヘルス【12月14日公開】
- 感染症発生時の対応【12月14日公開】
- 実技・演習の進め方【12月14日公開】

[URL] https://deli3.study.jp/rpv/external/user_regist.aspx?publish_key=FhegSpYR

※既に登録をお済みの方は以下からログインしてください。

<https://deli3.study.jp/rpv/?code=KT>

また、あわせて、「感染症対策のための実地での研修」（株式会社三菱総合研究所へ委託）の応募も開始しました（詳細は以下の URL を参照）。

[WAMNET] 介護保険最新情報 Vol.897 介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について（その3）
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2020/1215103510257/ksvol.897.pdf>

制度・施策等の動向

厚生労働省「介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定について」(令和2年12月17日)及び厚生労働省「第197回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和2年12月18日)

令和2年12月17日、厚生労働省は、予算大臣折衝を踏まえ、介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定の改定率を公表しました。

全社協・地域福祉推進委員会の要望内容等が反映され、介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定とともに、プラス改定となりました。

令和3年度介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定の改定率

| | |
|-------------------|---|
| 介護報酬改定の改定率 | +0.70% ※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価+0.05%（令和3年9月末までの間） 〔参考〕平成30年度改定率 +0.54% |
| 障害福祉サービス等報酬改定の改定率 | +0.56% ※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価+0.05%（令和3年9月末までの間） 〔参考〕平成30年度改定率 +0.47% |

また、翌18日、「第197回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（案）について検討が行われました。

審議報告（案）では、令和3年度介護報酬改定に係る基本的な考え方として、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることとしています。

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（案）の柱

1. 感染症や災害への対応力強化
2. 地域包括ケアシステムの推進
3. 自立支援・重度化防止の取組の推進
4. 介護人材の確保・介護現場の革新
5. 制度の安定性・持続可能性の確保

全社協・地域福祉推進委員会では、介護サービス経営研究会幹事会等での検討内容や市区町村社協が実施する介護サービスの実態等を踏まえ、「令和3年度介護報酬改定に関する要望書～コロナ禍における地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現～」（令和2年11月30日）をとりまとめましたが、今回の審議報告（案）では、介護職員等特定待遇改善加算の事業所の裁量拡大、訪問介護における看取り介護への評価、中山間地や過疎地域、豪雪地域等におけるセーフティネット維持のための対策等、一定要望内容が反映されました（次頁参照）。

厚生労働省 介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15558.html

厚生労働省 第197回社会保障審議会介護給付費分科会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15543.html

令和3年度介護報酬改定に関する要望書と令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（案）の対比表

| 令和3年度介護報酬改定に関する要望書 (令和2年11月30日) | 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（案） (令和2年12月18日) |
|--|---|
| 1. 分野横断的な要望事項 | |
| (1) 基本報酬の引き上げと感染症対策への評価 | <p>(改定率) +0.70%</p> <p>※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05% (令和3年9月末までの間) 「介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定について」(令和2年12月17日)</p> |
| (2) 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の更なる充実と事務手続きの簡素化、事業所の裁量拡大 | <p>(介護職員等特定処遇改善加算の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。 |
| (3) 報酬体系の簡素化 | <p>(居宅介護支援における（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止)</p> <ul style="list-style-type: none"> (看護) 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、算定実績を踏まえて、廃止する。 <p>【Ⅲ 今後の課題】（報酬体系の簡素化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の介護報酬改定では、療養通所介護における月額報酬体系の導入や、一部の加算について基本報酬への組み込みや廃止を行うこととした。利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、趣旨・目的やそれぞれの関係性も踏まえた加算の見直しをはじめ、報酬体系の簡素化について、引き続き検討していくべきである。 |
| (4) 中山間地や過疎地域、豪雪地域等におけるセーフティネット維持のための対策 | <p>(遞減制の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 遞減制における介護支援専門員1人当たりの取扱件数の計算に当たり、現在、事業所が自然災害や感染症等による突発的な対応で利用者を受け入れた場合は、例外的に件数に含めないこととしているが、地域の実情を踏まえ、事業所がその周辺の中山間地域等の事業所の存在状況からやむを得ず利用者を受け入れた場合についても例外的に件数に含めない取扱いを可能とする見直しを行う。 <p>(離島や中山間地域等におけるサービスの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 離島や中山間地域等の要介護者に対する介護サービスの提供を促進する観点から、以下の見直しを行う。他のサービスと同様、これらの加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 夜間対応型訪問介護について、移動のコストを適切に評価する観点からも、他の訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。 イ 認知症対応型通所介護について、他の通所系サービスと同様に、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。 ウ 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多 |

| | |
|-------------------------------|--|
| | <p>機能型居住介護について、「訪問」も提供することを踏まえ、移動のコストを適切に評価する観点からも、訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象とする。</p> <p>【Ⅲ 今後の課題】(地域の特性に応じたサービスの確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市部、離島や中山間地域など、どの地域においても必要なサービスが確保されるよう、今回の改定における措置を検証しつつ、人材確保を含め、地域の実情に応じた必要な方策を引き続き検討すべきである。その際には、将来の地域ごとの介護ニーズの変化も踏まえながら、介護の経営の大規模化や、各サービスの基準、サービス類型の在り方も含めた、サービス提供の在り方についても検討していくべきである。 |
| (5) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの継続 | (会議や多職種連携におけるICTの活用) <ul style="list-style-type: none"> ● 運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。 イ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。 |
| (6) ICTの活用と導入支援 | |

2. 各サービスにおける要望事項

(1) 訪問介護

| | |
|------------------------------------|--|
| ① 生活機能の維持・向上により資する訪問介護計画の意義と報酬上の評価 | 関連記述なし |
| ② サービス提供責任者のマネジメント等の適切な評価 | 関連記述なし |
| ③ 看取り介護への評価 | <p>(訪問介護における看取り期の対応の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 看取り期における対応の充実と適切な評価を図る観点から、看取り期には頻回の訪問介護が必要とされるとともに、柔軟な対応が求められることを踏まえ、看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合に、訪問介護に係る2時間ルール（前回提供した訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合には、2回分の介護報酬を算定するのではなく、それぞれのサービス提供に係る所要時間を合算して報酬を算定すること）を弾力化し、2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合に、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする。 |

(2) 居宅介護支援・介護予防支援

| | |
|--------------------------|---|
| ① 在宅での生活限界点を高める居宅介護支援の拡充 | <p>(質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等))</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護支援について、経営の安定化を図るとともに、質の高いケアマネジメントの一層の推進、公正中立性の確保等を図る観点から、以下の加算の見直しや対応を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 特定事業所加算について、以下の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス |
|--------------------------|---|

| | |
|--------------------|--|
| | <p>計画を作成していることを要件として求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業所が事業所間連携により質の高いケアマネジメントを実現していくよう、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価する新たな区分を創設する。 ・ 特定事業所加算（IV）について、加算（I）から（III）までと異なり、病院との連携や看取りへの対応の状況を要件とするものであることを踏まえ、医療と介護の連携を推進する観点から、特定事業所加算から切り離した別個の加算とする。 <p>イ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合 ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合 <p>(医療機関との情報連携の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援について、医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価する新たな加算を創設する。 <p>(看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援について、看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかつた場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする見直しを行う。 |
| ② 介護予防支援の報酬単価の引き上げ | <p>(介護予防支援の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防支援について、地域包括支援センターが居宅介護支援事業者に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、委託時における、居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する新たな加算を創設する。 |
| (3) 通所介護 | <p>(通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、以下の見直しを行う。 <p>ア 事業所規模別の報酬区分の決定にあたって、より小さい規模区分がある大規模型について、前年度の平均延べ利用者数ではなく、感染症や災害の影響により延べ利用者数の</p> |

| | |
|------------------------------------|---|
| | <p>減が生じた月の実績を基礎とすることができることとする。</p> <p>イ 通所介護等について、感染症や災害の影響により延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から一定割合以上減少している場合、一定期間、臨時的な利用者の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための評価を行う。</p> <p>現下の新型コロナウイルス感染症の影響による一定割合以上の利用者減に対する適用にあたっては、年度当初から即時的に対応を行う。</p> <p>イの評価の部分については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。</p> <p>(通所介護における地域等との連携の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通所介護について、利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、地域密着型通所介護等と同様に、その事業の運営に当たって、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならないこととする。 |
| ② 中山間地や過疎地域、豪雪地域等の地域特性に応じた送迎の対応を評価 | 関連記述なし |
| ③ 機能訓練と生活訓練の実施の適切な評価 | <p>(通所介護における個別機能訓練加算の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通所介護における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、加算の取得状況や加算を取得した事業所の機能訓練の実施状況等を踏まえ、以下の見直しを行う。 <p>ア 加算（I）（身体機能向上を目的とする機能訓練を評価）及び加算（II）（生活機能向上を目的とする機能訓練を評価）を統合する。</p> <p>イ 人員配置について、小規模事業所でも必要な人員の確保を可能とする観点から、機能訓練指導員の専従 1名以上（配置時間帯の定めなし）の配置を求める（現行の加算（II）の要件）。</p> <p>ウ 機能訓練項目について、利用者の心身の状況に応じて、身体機能・生活機能向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定することを可能とする。</p> <p>エ 訓練対象者及び実施者について、5人程度以下の小集団又は個別に、機能訓練指導員が直接実施することとする（現行の加算（II）の要件）。</p> <p>オ 人員欠如減算又は定員超過減算を算定している場合は、算定できないこととする。</p> <p>カ 上記を基本としつつ、これまで加算（I）及び加算（II）を併算定している事業所があることを踏まえ、機能訓練指導員について、イで求める機能訓練指導員に加えて専従 1名以上をサービス提供時間帯を通じて配置した場合を評価する上位の加算区分を設ける。</p> <p>キ CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。</p> |
| (4) 地域密着型サービス | |
| ① 地域密着型在宅サービスの更なる充実 | <p>(過疎地域等におけるサービス提供の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運 |

常に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間（市町村が登録定員の超過を認めた時から当該介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。また、介護保険事業計画の見直しごとに、市町村が将来のサービス需要の見込みを踏まえて改めて検討し、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長が可能）行わないこととする。

(地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保)

- 令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、看護小規模多機能型居宅介護等と同様に、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準であり、全国一律）から「標準基準」（通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの）に見直す。

【Ⅲ 今後の課題】(定期巡回・隨時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護の普及等)

- 中重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随时対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護の更なる普及を図るための方策について、引き続き検討するとともに、これらのサービスについて、事業者の経営実態や利用者の状況も踏まえ、その機能・役割を改めて検証した上で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅生活の限界点を高めるために必要な対応を総合的に検討していくべきである。
- 定期巡回・随时対応型訪問介護看護がこれまで果たしてきた機能や役割を踏まえつつ、今回の介護報酬改定で定期巡回・随时対応型訪問介護看護と同様となる基準の緩和を行うこととした夜間対応型訪問介護の機能や役割を含め、今後の在り方について検討していくべきである。

厚生労働省「第 13 回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」(令和 2 年 12 月 17 日)

令和 2 年 12 月 17 日、「第 13 回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」が開催され、「医療扶助に関する検討会」の検討状況として、医療扶助におけるオンライン資格確認について報告が行われるとともに、生活困窮者自立支援における新型コロナウイルス感染症の影響と対応等について検討が行われました。

全社協地域福祉部が実施した「社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査」の調査結果等をもとに、自立相談支援機関では、感染防止策を講じつつ、連日、急増する相談に対応していることが報告されました。

生活困窮者自立支援における新型コロナウイルス感染症拡大の影響

【件数の増加】

- 自立相談支援件数（令和 2 年 4～9 月）

相談件数：約 39.2 万件※（令和元年度 24.8 万件） ※ 速報値（未報告あり）
- 住居確保給付金（令和 2 年 4～10 月）

支給件数：約 11 万件（令和元年度約 4 千件）
- 緊急小口資金等の特例貸付（令和 2 年 4～11 月）

貸付件数：約 133 万件（令和元年度約 1 万件）

【件数の増加に伴う現場への影響】

- 相談件数の急増による深刻な人手不足
 - ・ 新規相談受付件数について、今年 4～9 月の実績は昨年度 1 年分の実績の 1.9 倍（※）
 - ・ 今年 10 月時点の職員数は、今年 4 月と比較して全体で 11.4% の増（主に非正規職員）（※）
- 労働環境の改善の必要性
 - ・ 相談員等の時間外労働が過重となっている社協は 56.6%（人口 20 万人以上の市では 76.5%）（※）
- 通常の相談支援が行えない状況

（※）令和 2 年 11 月 25 日「社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査報告書」全国社会福祉協議会地域福祉部

また、令和 2 年度第三次補正予算案で計上された「生活困窮者自立支援の機能強化」（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（140 億円）の内数）の事業内容が示されました。

令和 2 年度第三次補正予算案「生活困窮者自立支援の機能強化」の事業内容

- 各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。
 - ① 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNS などの活用等による自立相談支援体制の強化
 - ② 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
 - ③ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
 - ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
 - ⑤ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化
 - ⑥ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
 - ⑦ 就労準備支援事業等において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備。また、E ラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化
 - ⑧ 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
 - ⑨ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
 - ⑩ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関（学校、子ども食堂、区内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等）のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
 - ⑪ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化
 - ⑫ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
 - ⑬ 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化
 - ⑭ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

厚生労働省 第 13 回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15516.html

厚生労働省「第2回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」（令和2年12月10日）

令和2年12月10日、「第2回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」が開催され、社会福祉連携推進法人の施行に向けた検討が行われました。

前回の検討内容等を踏まえ、社会福祉連携推進業務の論点整理が示され、社会福祉連携推進法人の目的や設立することで得られるメリットとして、「社会福祉協議会との比較」では、業務の実施区域が限定されていないことから、広範囲での連携が可能であり、また、連携する合意の取れた法人同士で設立ができることとされました。

また、「連携のための法人形態を社会福祉法人とすることとの比較」では、社会福祉事業を実施する必要がなく、法人同士の連携業務のために設立ができることが整理されました。

社会福祉連携推進法人の業務①（総論）に関する論点整理

※ 全社協地域福祉部整理

| 論点 | 対応の方向性 |
|--|---|
| (論点1) 社会福祉連携推進法人の目的や設立することで得られるメリットは何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉連携推進法人は、法第127条第1号において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員の社会福祉に係る業務の連携を推進すること ・ 地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供すること ・ 社会福祉法人の経営基盤の強化に資すること が主たる目的とされており、目的に沿って設立され、運営されなければならない。 ● 以上を踏まえれば、社会福祉連携推進法人の設立は、以下のメリットが考えられるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的な連携との比較…個々の法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携が可能であること ・ 社会福祉協議会との比較…業務の実施区域が限定されていないことから、広範囲での連携が可能であり、また、連携する合意の取れた法人同士で設立ができること ・ 連携のための法人形態を社会福祉法人とすることとの比較…社会福祉事業を実施する必要がなく、法人同士の連携業務のために設立ができること |
| (論点6) 社会福祉連携推進法人の設立により、懸念される点をどう払拭するのか。例えば、万一、地域において、社会福祉連携推進法人が独占状態になったときに、福祉サービスの質の維持・向上や地域住民のニーズや要望の把握などをどう担保させるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 独占状態になったときの懸念点の解消について <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の社会福祉連携推進法人は、福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者で構成された社会福祉連携推進評議会を設置しなければならないこととなっていることから、福祉サービスを受ける立場にある地域住民の声を社会福祉連携推進評議会を活用して社会福祉連携推進法人の運営に反映させていくこととするのはどうか。 ・ また、社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進評議会の意見を尊重することや評価の結果を公表することが義務となっていることから、福祉サービスの質の維持・向上や地域住民のニーズや要望の把握状況を、評議会が意見する項目や評価項目に入れることとするのはどうか。 ・ さらに社会福祉連携推進法人の所轄庁の監督を通じて、目的に沿った運用が行われているかチェックすることにしてはどうか。 |

厚生労働省 第2回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15355.html

厚生労働省「第1回社会福祉法人会計基準等検討会」(令和2年12月8日)

令和2年12月8日、「第1回社会福祉法人会計基準等検討会」が開催され、昨年度議論した検討課題について報告が行われるとともに、社会福祉連携推進法人の会計について検討が行われました。

この検討会は、他の法人制度では、それぞれの法人制度に係る会計基準等についての検討の場があることを踏まえ、社会福祉法人会計基準等について会計処理にあたっての課題等について検討を行うために設置されたものです。

主な検討項目として、(1) 社会福祉連携推進法人の会計に関すること、(2) 昨年の検討会で課題とされた事項について (①平成23年の新基準策定時に継続的検討事項とされた項目(社会福祉協議会等)、②他の法人形態で適用されている会計処理の社会福祉法人会計基準への適用の要否) 等が挙げられています。

なかでも、平成23年の新基準策定時に継続的検討事項とされた項目については、昨年度の第1回目の会合(令和元年6月10日)において、社協会計処理のことが触れられており、今後、社協特有の以下の会計処理が検討される可能性がありますので、検討会の動向を注視する必要があります。

- 生活福祉資金貸付事業に関する生活福祉資金会計準則の取扱い
- 社会福祉協議会等が実施する各制度貸付に関する会計処理の取扱い
- 拠点区分を施設単位ではなくサービス単位(事業)で設定することについて
- 大区分「基金」勘定を純資産の部に独自に設定し、計上することについて

厚生労働省 第1回社会福祉法人会計基準等検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15295.html

法務省「後見登記等に関する政令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント」 (締切:令和3年1月18日)

令和2年12月18日、法務省は、後見登記等に関する政令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメントを開始しました(締切:令和3年1月18日)。

今回の改正は、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とこととされていることを踏まえ、後見登記等に関する政令において押印を求めていた手続について、押印を不要とする改正を行うものです。

(※) 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めていたもの、又は対面での手続を求めていたもの

具体的には、後見登記等に関する政令において、押印を求めていた以下の手続の規定について、押印を不要とする改正を行うこととしています。

- 後見登記等の登記申請(第5条第2項)
- 後見登記等の登記申請書等の閲覧請求(第12条第3項)

e-Gov 「後見登記等に関する政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080229&Mode=0>

法務省 成年後見登記
http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/goannai_index_seinenkouken.html

情報提供・ご案内

セルフ協「#SELP チャレンジムービー」

障害者の「はたらく・くらす」を支える就労支援の現場では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、販売機会の縮小や下請け受注の減少等に伴い、生産活動に係る大幅減収や、利用者の工賃の減額といった影響が生じている施設・事業所もあります。

全国社会就労センター協議会（セルフ協）では、ホームページに特設コーナー「#SELP チャレンジ with コロナ」を設け、会員施設・事業所における感染対策の工夫や生産活動における試行的取り組み等の実践事例を紹介し、9月から一般公開しています。

さらなる取り組みとして、今般、「#SELP チャレンジムービー」として、実践事例を紹介する動画を公開しました。

#SELP チャレンジムービー

第1弾「移動スーパーで築き上げる地域との新たなコミュニティづくり」

社会福祉法人佛子園・日本海俱楽部（石川県・能登町）

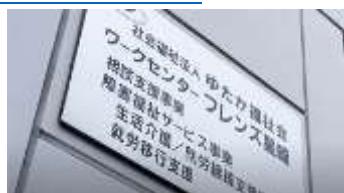
[URL] <https://youtu.be/pKUnhekifiM>



第2弾「平均工賃5万2,000円！作業現場 カイゼンの秘訣」

社会福祉法人ゆたか福祉会・ワークセンターフレンズ星崎（愛知県・名古屋市）

[URL] <https://youtu.be/T51R0Uxg6ns>



第3弾「コロナ禍のピンチをチャンスに！椎茸からキクラゲ栽培へ拡大～スピード感のある決断と挑戦～」

社会福祉法人睦会・石上の園（岩手県・遠野市）

[URL] <https://youtu.be/BhDyyImFzpw>



セルフ協 #SELP チャレンジ with コロナ
<https://www.selp.or.jp/challenge/index.html>

ソ教連「社会福祉推進事業「コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修」(略称：こふく研)」(締切：令和3年1月25日)

今回、福祉の仕事に携わる就職1～3年目の方を主な対象として、様々な「福祉に携わる人」が〈福祉の仕事の醍醐味とは？〉〈福祉の仕事の連携ってなんだろう？〉〈いま災害がおきたら、自分たちはどうするんだろう？〉…などを一緒に考えることができるオンライン配信型の「コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修」(略称：こふく研)を開催することとなりました。

若手の方だけではなく、中堅・ベテランの方にも広くご視聴いただける内容となっております。

また福祉の仕事をされている方だけでなく「福祉ってどんなもの？」という方にもぜひご覧いただければと思います。

「こふく研」が「今まで気がつかなかつたことに気づけるところ」として、みなさまの福祉への思いを温め、日々の仕事を後押しする時間となれば幸いです。

「コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修」(略称：こふく研)

【実施方法】Zoomウェビナーによる日時指定配信

【配信日】令和3年1月29日(金)16:00～19:00

令和3年1月30日(土)10:00～13:00

令和3年1月31日(日)10:00～13:00

※3日間とも同様の内容です。

【内容】講義や座談会で構成された「観る・聞く」の研修

① 「ふくし」の魅力にせまる！(講義)

② 現役スタッフさんいらっしゃい！～福祉に携わる皆さんの座談会～
<テーマ>

福祉の仕事の悩みとやりがい／福祉の仕事で「連携をすること」とは？／いま、災害が起きたら、わたしたちはどうするか？…など

③ スタジオトーク～福祉の先達から贈るエール～

【定員】各回800名(申込先着順)

【参加費】無料(参加条件あり)

【詳細・申込】詳細、申込については下記URLをご覧ください。

申込フォーム：<https://pro.form-mailer.jp/lp/269e167d211745>

フライヤー・内容・趣旨：http://jaswe.jp/doc/kofukuken_flier.pdf

ポスター：http://jaswe.jp/doc/kofukuken_poster.pdf

【申込締切】令和3年1月25日(月)

【問合せ先】一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟事務局

E-mail: kenshu@jaswe.jp

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 コミュニティにねざしたふくし人材を養成する研修（こふく研）
http://jaswe.jp/doc/kofukuken_flier.pdf

中央共同募金会「赤い羽根福祉基金 2021 年度助成公募」(締切:令和3年1月18日)

中央共同募金会が実施する「赤い羽根福祉基金」では、公的制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決に向けて、先駆的、モデル的で、今後全国または広域的な広がりが期待できる事業・活動に助成を行っています。

本基金では、下記のとおり、2021 年度助成事業を募集しています。

また、助成事業の募集にあたって、1月 8 日に公募説明会をオンラインで開催します(締切:1月 7 日 17 時)。

なお、前号に引き続き、参考までに、次頁にこれまで「赤い羽根福祉基金」の助成を受けた社協の取組概要を紹介します。

「赤い羽根福祉基金」2021 年度助成公募

【助成金額】

年間助成上限額 1,000 万円

【助成対象期間】

最大 3 年間

【助成内容】

生活上の困難に直面する人々、権利を侵害されている人々、何らかの生きづらさを抱えている人々を支援することを目的とする次の事業や活動が対象です。

- ① 直接的な支援事業・活動
 - ② 支援事業・活動の基盤づくり、ネットワークづくり
 - ③ 支援事業・活動を充実・発展させるための調査・研究事業
- 上記①～③の事業・活動について、以下 5 点の要素を満たす事業・活動を対象としています。
- 公的制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決を目的とするもの
 - 先駆的で全国的なモデルとなるもので、全国または広域的な広がりが期待できるもの
 - 社会や当事者のニーズに立ち、社会的に認知や理解が進んでいないテーマを対象としたもの
 - 従来にはない発想や視点、手法を用い、新たな社会資源を創り出すもの
 - 様々な団体・機関等と連携・協働して行うもの

【説明会】

2021 年度助成事業の募集にあたり、公募説明会をオンラインで開催します。

- 第 2 回 令和 3 年 1 月 8 日 (金) 13 時～14 時 (締切: 1 月 7 日 (木) 17 時)

[応募フォーム] <https://tayori.com/form/3a3173dc2fc1c36705204cf9f3fc284aaba839ee>

【応募締切】

令和 3 年 1 月 18 日 (月) 必着 (web 応募フォームから)

【応募方法】

web 応募フォームのみで応募を受付けます。他の方法では応募できませんのでご注意ください。web 応募フォームは以下の URL のサイト内にあります。

[URL] <https://www.akaihane.or.jp/news/kikin/15942/>

【助成審査】

- 助成の可否は、「赤い羽根福祉基金審査委員会」による審査のうえ決定します。
- 結果は、中央共同募金会ホームページにて令和 3 年 3 月 (予定) に公表し、郵送にてお知らせします。

【問合せ先】

社会福祉法人中央共同募金会基金事業部（赤い羽根福祉基金担当）

TEL:03-3581-3846 E-mail: kikin-oubo@c.akaihane.or.jp

中央共同募金会 「赤い羽根福祉基金」2021 年度助成事業の公募について

<https://www.akaihane.or.jp/news/kikin/15942/>



【参考】過去に「赤い羽根福祉基金」の助成を受けた社協のプロジェクト名称と活動概要

※ 第1回～第4回赤い羽根福祉基金助成先団体活動概要より全社協地域福祉部整理

| | 団体名 | プロジェクト名称 | 活動概要 |
|-----|--|---|---|
| 第1回 | 東京都文京区社会福祉協議会 | 住民主体のプロジェクトチームにより地域課題解決を行う仕組みづくりとしてのプラットフォーム構築事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉コーディネーターが把握した地域課題を迅速に解決していくために、地域の組織・団体・人材のネットワークをプラットフォーム化していく活動 |
| | 三重県伊賀市社会福祉協議会 | 伊賀栗のブランド化による若年無業者・生活困窮者・障がい者等の中間的就労支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 栗菓子の製造、販売を通じての地域コミュニティビジネスの構築を、就労を希望する若年無業者、障がい者、生活困窮者等を取り込みつつ、自立への道を進んでいけるような地域の環境づくりを行いながらすすめる「いがぐりプロジェクト」の活動 |
| | 滋賀県高島市社会福祉協議会 | 地域生活支援のための住民と協働した多職種連携と地域協同ケア拠点形成事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 分野横断によるアウトリーチ型の総合相談支援と生活支援機能を有するキャラバン隊の結成および、集落と旧村町域を結ぶ「小学校区域」における地域共同ケア拠点の形成をはかる活動 |
| | 福岡県福岡市社会福祉協議会 (一般社団法人 古家空家調査連絡会共同事業体) | 地域の「空き家」をワンストップで福祉拠点として活用できるものにするための仕組みづくり（社会貢献型空家バンクの設立）事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市社会福祉協議会の地域密着型ネットワークを用い、地域福祉の担い手から既存のルートに乗らない空家情報を入手、その空家をサロンやカフェ、子ども食堂等、社会貢献事業の実施を希望する福祉団体向けに活用する活動 |
| 第2回 | 大阪府豊中市社会福祉協議会 | 都市型農園を通じた高齢者の社会参加実践の構築と評価指標の作成について | <ul style="list-style-type: none"> ● 都市型農園を通じてシニア世代の社会参加と地域活動の担い手づくりを行うとともに、その効果を検証していくことで、高齢化社会の健康寿命（特に定年後の男性）の延長と地域課題の担い手づくりのビジネスモデルを構築する活動 |
| | 京都府長岡京市社会福祉協議会 | 防災を切り口とした災害時もつよい地域づくり推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●若い世代、障がい者、子育てママや福祉サービス担い手など様々な層と共に防災を切り口とした取り組みを行い、防災力を高めることはもとより、地域福祉力を高める担い手とセンター創出をする。住民が主体的に生活課題や地域課題を解決する力を高め、災害時にもつよいまちづくりの推進を図る活動 |
| 第3回 | 新潟県新発田市社会福祉協議会 | 孤立化による空き家の増加を予防する多世代参加型プログラムの開発－新たな社会貢献事業の開発に向けた協議・協働の実践と仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会的孤立から空き家に至るプロセスを連続的に捉え、つながりの再構築から終末期であってもその人の尊厳が守られた暮らしの実現を図ることを目標とし、「新発田版リビングウイル」を開発し普及する。また、これまで培った資産の活用したつながりづくりとコミュニティ就労の機会の開発という2つの実践プログラムを開発し、地域を基盤とした協議体の組織化を進める活動 |
| 第4回 | 岩手県釜石市社会福祉協議会 | 林業を通じた持続可能な生きがい就労創生事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「かまいし版地域共生プログラム」として市内の森林資源に着目し、林業と福祉が連携する新たな試みで、被災地が抱える高齢者福祉の課題解決や持続可能な地域づくりをめざす活動 |